令和 4 年 9 月 15 日 告示第 368 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格や電気・ガス料金、食材費等を含む物価の高騰(以下「物価高騰」という。)を受けながらも、介護保険サービス及び障がい福祉サービス等(以下「介護サービス等」という。)の安定的な供給を継続している介護サービス事業所、介護保険施設並びに障がい福祉等サービス事業所(以下「介護サービス事業所等」という。)に対し物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって高齢者福祉及び障がい福祉の向上に資することを目的として予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その支援金の交付については、村上市補助金等交付規則(平成20年村上市規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

- 第2条 村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の交付 対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人(以下「対象法人」という。)とす る。
 - (1) 令和4年10月1日(以下「基準日」という。) 時点において、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に規定される、別表第1または別表第2に掲げる村上市内に所在する介護サービス事業所等を運営する法人であること。
 - (2) 基準日において、前号に掲げる介護サービス事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している介護サービス事業所等の一部を休止している法人を除く。
 - (3) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間で、第1号に掲げる介護サービス 事業所等を運営する法人として介護サービス等を提供した実績があること。ただし、 基準日以降に介護サービス等の提供を開始した事業所を運営する法人についてはこの 限りではない。
 - (4) 市税の滞納がないこと。
 - (5) 国及び地方公共団体その他公共団体が設立した法人、及び国、地方公共団体その他 公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している 法人でないこと。
 - (6) 暴力団(村上市暴力団排除条例(平成25年村上市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(交付申請)

- 第4条 支援金の交付を受けようとする者は、村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援 金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する交付申請は、令和4年10月31日までに行わなければならない。ただし、 市長が特に認める場合には指定する期日とする。

(交付決定等)

- 第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)又は村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の交付決定を行うにあたり必要があるときは、条件を付すことができる。 (調査等)
- 第6条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた対象法 人(以下「交付法人」という。)に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査 を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を 取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付法人に村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消(返還)通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若 しくは一部の返還命令を受けた者は、指定された期日までに支援金を返還しなければな らない。

(延滞金)

第8条 市長は、交付法人が支援金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第16条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)

介護	(第2本、第0本、第4本因所)	
区分	交付対象	交付額
1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医	1事業所当たり アとイの合
	療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生	計額
	活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生	ア 20,000円
	活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、	イ 4,500円に基準日におけ
	認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護	る定員数を乗じた額
	※介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養	
	型医療施設と同一の施設で行われる短期入所	
	療養介護は、当該施設サービスに含む。	
2	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型	1事業所当たり ア、イ、ウ
	居宅介護	の合計額
		ア 20,000円
		イ 3,000円に基準日におけ
		る「泊り」の定員数を乗じ
		た額
		ウ 1,500円に基準日におけ
		る「通い」の定員数を乗じ
		た額
3	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着	1事業所当たり アとイの合
	型通所介護、認知症対応型通所介護	計額
	※各介護予防サービスを含む。また、「通所介	ア 20,000円
	護」には、介護予防・日常生活支援総合事業に	イ 1,500円に基準日におけ
	おける「通所型サービス」の指定を受けたもの	る定員数を乗じた額
	を含む。ただし、介護予防サービスや通所型サ	
	ービスにおいては、当該サービスのみを提供し	
	ている事業所は交付対象とする。	
4	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、	1事業所当たり
	お問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ	ア 20,000円
	ョン、居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具	
	貸与	
	※各介護予防サービスを含む。「訪問介護」に	
	は、介護予防・日常生活支援総合事業における	
	「訪問型サービス」の指定を受けたものを含	
	む。ただし、介護予防サービスや訪問型サービ	
	スにおいては、当該サービスのみを提供してい	
	る事業所は交付対象とする。	

別表第2(第2条、第3条、第4条関係)

加 双 另 乙	(
障がい 区分	交付対象	交付額
<u></u> 1	施設入所支援、共同生活援助、短期入所	1事業所当たり ア、イの合
	※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事	計額
	業所で行われる短期入所は、当該事業所サービ	ア 20,000円
	スに含む。	イ 4,500円に基準日におけ
		る定員数を乗じた額
2	自立訓練	1事業所当たり ア、イ、ウ
		の合計額
		ア 20,000円
		イ 3,000円に基準日におけ
		る「宿泊型自立訓練」の定
		員数を乗じた額
		ウ 1,500円に基準日におけ
		る「自立訓練」の定員数を
		乗じた額
3	生活介護、就労移行支援、就労継続支援、児童	1事業所当たり ア、イの合
	発達支援、放課後等デイサービス	計額
	※この項に掲げる複数のサービスに係る事務	ア 20,000円
	を同一の事業所(同一の空間において当該複数	イ 1,500円に基準日におけ
	のサービスに係る事務を行っている事業所。事	る定員数を乗じた額
	業所番号が同一でないものを含む。) で行って	
	いる場合には、一のサービスを提供している事	
	業所とみなす。	
4	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、	1事業所当たり
	計画相談支援、障害児相談支援	ア 20,000円
	※別表第1第4項に掲げるサービス及びこの	
	項に掲げる複数のサービスに係る事務を同一	
	の事業所(同一の空間において当該複数のサー	
	ビスに係る事務を行っている事業所。事業所番	
	号が同一でないものを含む。)で行っている場	
	合には、一のサービスを提供している事業所と	
	みなす。	

(宛先) 村上市長

申請者 住 所 法 人 名 代表者 職・氏名 電話番号

村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書

村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

円

- 2 添付書類
 - (1)誓約書(別紙1)
 - (2)介護サービス申請事業所一覧表 (別紙2)
 - (3) 障がい福祉サービス申請事業所一覧表 (別紙3)
- 3 振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協		金融機関コー	Le .		
並慨機関石	組合	並 (被 (後) 二 一	1			
店名		本店・支店		ド		
/ 1/1		出張所	店舗コー	Γ'		
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ				•		
口座名義						

※申請者である法人名義の口座に限ります。

別紙1 (様式第1号関係)

(宛先) 村上市長

誓 約 書

- 1. 村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書及び添付書類について偽りがないことを誓約する。
- 2. 令和4年10月1日(基準日)時点で、介護サービス又は障がい福祉サービス等の事業を行っており、令和4年4月1日から同年9月30日までの間にサービス提供実績があること。ただし、基準日以降に事業を開始する事業所の場合のサービス提供実績は除く。
- 3. 支援金受給後も事業を継続する意思があり、引き続き、利用者負担の維持・軽減に努めること。
- 4. 申請内容確認のため報告を求められた場合、速やかに応じること。
- 5. 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の取消し又は返還に応じること。
- 6. 申請にあたり、市税の納付状況を照会することに同意すること。
- 7. 村上市暴力団排除条例(平成25年村上市条例第3号)第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有していない事業者であること。

私は、村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を申請するにあたり、上記の事項のすべてについて誓約する。

年 月 日

法人名

別紙2 (様式第1号関係)

介護サービス 申請事業所一覧表

											事業所等別			(単位:円)
No.	事業所番号	施設/事業所名	世版/事業所名		食事提供 の有無	区分1又は区 食事提供 分3の場合 の有無	分1又は区 区八3の場合		区分」のアの額				# (1)+2+3+4)	
					該当区分		定員数 A	「泊り」 定員数 B	「通い」 定員数 C	(1事業所: @20,000)	(A×@4,500)	(B×@3,000)	(A又はC× @1,500)	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
											支援金交付申請	額(法人合計)		

- ※ 申請する事業所ごとに記載してください。
- ※「事業所番号」「施設/事業所名」「サービス種別」は正しく記載してください。略称等は使用しないでください。
- ※ 「所在地住所」は、村上市から記載してください。
- ※ 「要綱別表1該当区分」には、申請する事業所のサービス種別が該当する区分「1」 \sim 「4」を記入してください。
- ※「食事提供の有無」には、「有」または「無」を記入してください。なお、「無」の場合は、区分別の定員数の記載は必要ありません。
- ※ 食事提供「有」の事業所は、要綱別表1の区分「1」~「3」に該当する事業は、区分該当欄の定員数を記入してください。
 - なお、通所介護などにおいて曜日によって定員数が違う場合は、1週間のサービス提供日数で平均値を算出し記入してください。その場合、小数点以下を切上げしてください。 (例:月曜日~土曜日 33人・日曜日 20人の場合 (33人×6日+20人)/7日≒31.142人 ⇒32人)
- ※ 「事業所等別交付申請額」は、該当区分及び定員数を入力することで自動計算されます。
- ※ 行が足りない場合は、既存の空白行をコピーして挿入してください。その際は、交付申請額の合計に反映されるよう適宜調整をお願いします。

別紙3 (様式第1号関係)

障がい福祉サービス 申請事業所一覧表

												交付申請額		(単位:円)
No.	事業所番号	施設/事業所名	井 プラ练列	작 구 바수광	要綱	食事提供	区分1又は区 分3の場合	区分2			要綱別表 2 「区 分 1 」のイの額 …②	分2」のイの額 …③		≅†
No.	争未が田り	心 政/ 争未州 石	サービス種別	所在地住所	別表第2 該当区分	の有無	定員数 A	「宿泊型自立 訓練」 定員数 B	「自立訓練」 定員数 C	(1事業所: @20,000)	(A×@4,500)	(B×@3,000)	(A又はC× @1,500)	(1)+(2)+(3)+(4)
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
											支援金交付申請	額(法人合計)		

- ※ 申請する事業所ごとに記載してください。
- ※ 「事業所番号」「施設/事業所名」「サービス種別」は正しく記載してください。略称等は使用しないでください。
- ※ 「所在地住所」は、村上市から記載してください。
- ※「要綱別表2該当区分」には、申請する事業所のサービス種別が該当する区分「1」~「4」を記入してください。
- ※「食事提供の有無」には、「有」または「無」を記入してください。なお、「無」の場合は、区分別の定員数の記載は必要ありません。
- ※ 食事提供「有」の事業所は、要綱別表2の区分「1」~「3」に該当する事業は、区分該当欄の定員数を記入してください。
- なお、通所介護などにおいて曜日によって定員数が違う場合は、1週間のサービス提供日数で平均値を算出し記入してください。その場合、小数点以下を切上げしてください。 (例:月曜日~土曜日 33人・日曜日 20人の場合 (33人×6日+20人)/7日≒31.142人 ⇒32人)
- ※ 「事業所等別交付申請額」は、該当区分及び定員数を入力することで自動計算されます。
- ※ 行が足りない場合は、既存の空白行をコピーして挿入してください。その際は、交付申請額の合計に反映されるよう適宜調整をお願いします。

1 支援金交付決定額

円

		第		号
		年	月	日
様				
	村上市長			印
				_
村上市介護・福祉施設等物価高朋	駦 対策支援金交付決定通	鱼知書		
年 月 日付けで申請のあった村上下	f介護·福祉施設等物価	高騰対策支	え 援金	交付
申請について、下記のとおり交付することに決定	定したので、村上市介護	• 福祉施設	设等物值	西高
騰対策支援金交付要綱第5条の規定により通知	します。			
記				

 第
 号

 年
 月

 日

様

村上市長

村上市介護·福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請については、下記のとおり交付しないことに決定したので、村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1	不交付の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

村上市長即

村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消(返還)通知書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった村上市介護・福祉施設等物価 高騰対策支援金について、下記のとおり交付を取り消すことに決定しましたので村上市介 護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、これに伴い、下記のとおり支援金の返還を命じます。

記

- 1 取消(返還)理由
- 2 交付決定額 円
- 3 取消(返還)額 円
- 4 返 還 期 日 年 月 日